

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和6年9月17日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長 森田 康夫

契約担当官

九州地方整備局長 森田 康夫

1. 業務概要

(1) 業務名 福岡運輸支局（R6）工事監理業務（電子入札及び電子契約対象案件）

(2) 業務の目的 本業務は、下記に示す施設の新築工事に伴う工事監理を行う業務である。

① 施設名称：【A業務】福岡運輸支局（庁舎ほか）

【B業務】福岡運輸支局（検査場）

② 施設の場所：【A業務】福岡県福岡市東区みなと香椎四丁目29番9、30番2、32番2

【B業務】福岡県福岡市東区みなと香椎四丁目29番9、30番2、32番2

③ 施設用途：【A業務】

庁舎（令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第四号 第2類とする。）

車庫（令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第一号 第1類とする。）

封印上屋（令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第一号 第1類とする。）

自転車置場（令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第一号 第1類とする。）

【B業務】

検査場（令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第一号 第2類とする。）

④ 建物概要：【A業務】

庁舎	鉄筋コンクリート造2階建て	延べ面積	2140.44㎡	新築1棟
----	---------------	------	----------	------

車庫	木造 平屋建て	延べ面積	72.00㎡	新築1棟
----	---------	------	--------	------

封印上屋	木造 平屋建て	延べ面積	84.00㎡	新築1棟
------	---------	------	--------	------

自転車置場	木造 平屋建て	延べ面積	24.00㎡	新築1棟
-------	---------	------	--------	------

【B業務】

検査場	鉄骨造 2階建て（地下1階）	延べ面積	3750.75㎡	新築1棟
-----	----------------	------	----------	------

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月23日まで

(4) 本業務は、簡易公募型競争入札方式に準じた手続きにより参加希望者を公募し建設コンサルタント等を選定する業務である。

(5) 本業務は参加表明書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、九州地方整備局電子入札運用基準の様式1を支出負担行為担当官に提出し、その承諾を得なければならない。この場合、書面を持参又は郵送等により提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、入札手続に影響がないと認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

九州地方整備局電子入札運用基準は、九州地方整備局のホームページ(<http://www.qsr.mlit.go.jp>)の入札・契約情報よりダウンロードできる。

なお、様式1の提出先及び受付時間は、次のとおりである。

1) 提出先：3. (1)に同じ。

2) 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日等に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く毎日の9時30分～17時00分まで。

- (6) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。
- (7) 本業務は、予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。
- (8) 本業務は、予定価格が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から九州地方整備局が品質確保の基準となる価格（以下「品質確保基準価格」という。）を定めるとともに、その価格を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

- 1) 予決令第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けており、希望登録部門の「工事監理（建築）」に登録されていること。
- 3) 参加表明書の提出期限の日から開札の日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 九州地方整備局の管轄区域のうち、福岡県、佐賀県又は長崎県のいずれかに本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 6) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号。以下同じ。）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- 7) 平成26年4月1日以降公示日までに契約履行が完了した同種業務に携わった実績が1件以上あること。なお、実績として挙げた業務の業務成績が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局等建築工事監理委託業務成績評定要領」（平成17年11月14日付け国営整第90号及び国営設第85号、平成23年7月29日付け国営整第82号及び国営設第51号）に基づく業務以外の場合はこの限りではない。

同種業務の実績における対象施設は、以下の表-1のとおりとする。

表-1 同種業務の実績（工事監理業務又は設計業務（※2）とする。）

項目（※1）	要求内容
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
階数	地上1階建て以上
工事内容	新築又は増築工事
延べ面積	2,000㎡以上（増築工事の場合は、増築部分の延べ面積）

注）：※1 上記項目の構造、階数、工事内容及び延べ面積は、同一の建物とする。

※2 設計業務の実績は、実施設計を含む業務であること。

(2) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。b)において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。b)において同じ。）の関係にある場合
- b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - 二) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- (iv) 組合の理事
- (v) その他業務を執行する者であつて、i) からiv) までに掲げる者に準ずる者
- b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 設計業務等の受託者等

入札に参加しようとする者と、「福岡運輸支局」の工事に係る設計業務の受託者（協力事務所を含む）及び工事の受注者との間に資本関係、人的関係等がないこと。
詳細は入札説明書による。

(4) 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。
なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、保有する技術職員の状況、配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号（福岡第二合同庁舎）
国土交通省 九州地方整備局 総務部 契約課 契約第二係
電話 092-476-3509（直通）（内線2532）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより交付する。交付期間は別表1①に示す日時。
ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の2日前までに3.（1）の担当部局に連絡すること。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2.（1）2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者及び上記2.（1）4）に掲げる本支店等の登録を行っている者とする。

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

1) 提出期限：別表1②に示す日時

2) 提出場所：上記3.（1）に同じ。

3) 提出方法：① 電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が10MBを超える場合は、郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）又は持参すること。

② 紙入札方式による場合

郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）又は持参すること。

(5) 指名通知の期日

指名通知の期日は、別表1③に示す日。

(6) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- 1) 入札書の提出期限日時 : 別表 1 ④に示す日時
- 2) 入札書の提出方法
 - ① 電子入札対応の場合
電子入札システムにより提出すること。
 - ② 紙入札方式による場合
持参すること。
- 3) 提出場所 : 上記 3. (1)に同じ。
- 4) 開札の日時及び場所 : 開札は、別表 1 ⑤に示すとおり。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 免除。
- 2) 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

- 1) 予令第 9 8 条で準用する予令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第 2 9 条の 6 第 2 項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第 2 9 条の 6 第 2 項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものに次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
- 2) 上記において、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 名以上あるときは、電子入札システムの電子くじにて落札者を決める。
- 3) 落札者となるべき者の入札価格が予令第 8 5 条に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、予令第 86 条の調査を行うものとする。
- 4) 本業務は、調査基準価格を下回って落札した場合は、その業務の品質を確保するため以下の対策を行うものとする。
 - ① 管理技術者同席の義務化
 - ② 業務実施報告書の提出義務化なお、内容については、特記仕様書によるものとする。
- 5) 本業務が、調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合は、下記対策の対象となる。
 - ① 業務成績が 7 0 点未満は、企業及び配置予定管理技術者等の実績として認めない。

(6) 品質確保基準価格

- 1) 品質確保基準価格を下回った場合は、「4. (4) 落札者の決定方法 3)」と同様の調査及び「4. (4) 落札者の決定方法 4)」と同一の品質確保対策を行うものである。
- 2) 「4. 落札者の決定方法 (4) 3) 及び 4)」に記載されている「調査基準価格」は「品質確保基準価格」に、「予令第 8 6 条の調査」は「品質確保基準価格調査」と読み替えて適用する。
- 3) 品質確保基準価格の算出方法は、調査基準価格に準じて算出するものとする。

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口
上記 3. (1) 担当部局に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

別表 1

①	説明書の交付期間	公示日から令和6年10月29日までの休日等を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
②	参加表明書の提出期限	令和6年9月27日 17時00分
③	指名通知の日	令和6年10月10日を予定する。
④	入札書の提出期限日時	令和6年10月29日 17時00分
⑤	開札の日時及び場所	開札は、令和6年10月30日 10時30分 九州地方整備局 入札室にて行う。